

令和5年8月9日

亀岡市議会議長 菱田 光紀 様

環境市民厚生常任委員長 大塚 建彦

委員会調査報告書

当委員会で調査した事件の調査結果について、亀岡市議会会議規則第110条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 派遣期間 令和5年7月26日（水）、令和5年7月27日（木）、
令和5年7月28日（金）
- 2 派遣場所 群馬県高崎市、長野県東御市、東京都小金井市
- 3 事 件 ヤングケアラーSOS（サポーター派遣事業）について
生ごみリサイクルシステムについて
育児支援ヘルパーについて
- 4 派遣委員 大塚建彦、富谷加都子、大西陽春、大石慶明、梅本靖博
平本英久、西口純生
- 5 概 要 別紙のとおり

視 察 概 要

◎群馬県高崎市

令和5年7月26日（水）午後3時00分～午後4時30分

視察項目：ヤングケアラーSOS（サポーター派遣事業）について

≪高崎市の概要≫

人 口：372,189人 面 積：459.16 km²

市政施行：明治33年4月1日 議 員 数：38人



大塚委員長挨拶



時田高崎市議会議長挨拶



高崎市担当課 説明



議場見学

視察先	群馬県高崎市（令和５年７月２６日（水）） （人口：372,189人、面積：459.16㎢）
調査項目	ヤングケアラーＳＯＳ（サポーター派遣事業）について
視察の目的	介護やお世話を必要とする家族や身近な人に、無償でケアを行う「ケアラー」は、家族から頼りにされている一方で、周囲に悩みを理解されず、心身に大きな負担を抱えられており、特に 家族のケアを担う子どもたちである「ヤングケアラー」は、周囲も気づきにくく本人や家族の自覚がないまま表面化せず、必要な支援が行き届いていないことが多いといわれている。 本市においても、支援の第一歩として、亀岡市内の実態を把握するため、令和５年度からヤングケアラー・コーディネーターを配置し、実態調査を実施する予定であるが、ヤングケアラーの支援・負担軽減を行うため、市独自事業として、令和４年９月からヤングケアラーＳＯＳ（サポーター派遣事業）を先進的に実施し、庁内連携や多機関協働を積極的に進める群馬県高崎市の状況を学習することで、本市のヤングケアラー支援体制整備の参考とするため、視察調査を実施するものである。
施策等の概要	●ヤングケアラーＳＯＳ（サポーター派遣事業） 家事やきょうだいの世話、家族の介護などをせざるを得なくなっている市内在住の小学生・中学生・高校生（ヤングケアラー）の深刻な事例に対処するため、ヤングケアラーに代わって家事や介護などを行うサポーターを無料で派遣し、ヤングケアラーの生活における負担を軽減することを目的としたサービスを提供する事業である。 <u>対象者</u> 教育委員会内に設けるヤングケアラー支援推進委員会において、支援が必要と決定した次の者（対象生徒）。 ・市内在住の中学生並びに高校生 （要望があれば小学生も対象） ・その他市長が支援を必要と認める者 <u>派遣体制</u> 原則２人以上で自宅を訪問

	<u>提供量（上限）</u> 1日2時間、週2日まで <u>費用</u> 無料 <u>サポーター業務の内容</u> 提供する支援は、対象生徒ごとにヤングケアラー支援推進委員会で決定する。 ・生活の援助：家事（掃除、洗濯、調理など） ・きょうだいの世話 ・家族の介護：食事や排泄の介助、衣類やシーツの交換など 上記のほか、ヤングケアラー支援推進委員会で必要と判断された業務
考 察	○高崎市ヤングケアラーSOSサポーター派遣事業は、富岡賢治市長の「高崎市の子供は高崎市で守る」という強い思いから、高崎市教育委員会学校教育課が中心となり、令和4年9月から実施されている。所管である教育委員会の教育部長と福祉部長との連携が取れていることが、事業推進に当たりうまく機能していると感じた。また、ヤングケアラーの認定作業について、支援が必要と思われる子ども一人一人にワーキンググループを設置し、ヤングケアラー支援推進委員会で支援の可否や支援内容を決めるという慎重で丁寧な方法からは、支援が必要な児童生徒を見逃さないという強い思いが感じられた。親が病気などで一時的にケアラーとなり病気の回復でケアラーから解放されるような事例を除き、貧困や複雑な家庭環境などが原因である場合など、庁内連携や他機関との協働をどのように進めるかが課題であると感じた。 ○令和4年9月から取組が開始され、現在26人の児童生徒への派遣につながっている。当初、中高生が多いだろうと予測していたが、意外にも小学生のヤングケアラーが多いとのことであった。事前の実態調査として、緊急性を鑑み学校の校

長会で、ヤングケアラーであろう児童生徒を抽出したため、スピード感をもって事業が動き出した。子どもに一番身近な教育委員会が、学校生活の異変に気づきワーキングチームにつながるようになったことの効果は大きい。今では、保護者、本人、地域からの相談が80件にのぼり、一件ごとにチームを組み(ワーキングチーム)家庭へ丁寧な訪問調査に伺い、最終的に支援の適否をヤングケアラー支援推進委員会にて集中審議して決定される。支援が必要だが、保護者の許可がいただけない家庭に対しては、子どもを守るという強い意志のもと、サービスがつながるまで働きかける。基本は、1対象者週2日1日2時間だが、必要性があれば臨機応変に対応されている。導入後、子どもたちにとって当然にあるべき時間が確保され、笑顔がみられ嬉しい報告を実感されている。課題は、相談から支援につなぐまでの家庭の受け入れ調整役の力量と粘り強さが問われる。本市に導入するのであれば、高崎市のように教育委員会が基軸になるのが良いと考える。その上で、福祉部局との横断的な連携強化は、欠かせない。また、調査する実働部隊と精査する支援推進委員会なるもののタッグは必要である。ダブルの構成が、事業の両輪になっていると実感した。大きな課題としては、サポート支援をするヘルパーの人材確保と考える。しかしながら、本市も実際にヤングケアラーが存在し、支援の手を待っている子どもが存在することを重く受け止め、支援ヘルパー派遣の財源を確保し、少数精鋭の支援チーム構築に向け働きかけるべきである。

○市内にある25の中学校・高等学校の各学校に1～2人の対象者がいると想定し、60人分の予算を計上している。現在、80件の相談があり、そのうち24件にサポーターを派遣し

ている。相談窓口は「学校教育課ヤングケアラー支援担当」が行っている。保護者、子ども、地域の民生委員からの申し出もあるが、学校が気づかれることが多く、対象の半数が小学生とのことであった。相談があった子どもごとに個別のワーキングチームを作り対応を検討される。ヤングケアラー支援推進委員会で審議された後、サポーターが派遣される。気づきから支援までスムーズに進むときもあるが、継続調査として長期にわたって調査している事例もある。課題は、なかなか家庭に入れない事例があり、無理に入ることは避け、粘り強く諦めず、子どもを助けるために理解してもらえるように取り組んでいる。

○この取組はワーキングチームやヤングケアラー推進支援委員会での支援内容の検討など、教育と福祉が綿密に連携しており「発見は教育、福祉が対応を」という言葉は、部局間の関係の良さを感じた。この取組は、重層的支援とも考えられる。業者選定については、プロポーザル方式によって「ケアサプライシステムズ株式会社」と契約している。この事業者に所属するサポーターは100人を超えており、高崎市は本市と人口規模が異なるが、安定してサポーターを派遣できるシステムが確立されている。本市で同様の取組を行うためには、人材確保が課題となる。また、市が実施するサポーターや相談員を対象とした研修も充実していた。

○本市におけるヤングケアラーの取組については、本年度からコーディネーターをこども未来部に配置し、実態把握などを実施しているのに対し、高崎市では令和4年9月から事業を開始し取り組まれている。高崎市では教育委員会が事業の主

体として取り組まれている。特に支援の第一歩となる「気づき」を重視する観点から、子どもたちにとって直接触れ合っている学校関係者が一番相談しやすいことから、教育委員会に専任組織を作っていることは意義が深いと考える。また、支援を行うための組織として、教育委員会を中心に関係部局の部長級、介護福祉士、社会福祉士、民生委員などが入った推進委員会をつくり、横断的な体制で支援強化に取り組んでいる。また、支援者個々に対してワーキングチームを作り、支援者の実態に合わせた支援サービスを行っていることは、本市においても大いに参考になると考える。委託事業者についても、高崎市では大規模な事業者が存在し安心して委託できる環境があるが、本市では、これらの環境がつかれるか検討していく必要があると思われる。

○本市の現状として、ヤングケアラーの情報入手方法が「メール・ライン」など発信待ちの体制となっている。情報提供を求めるため関係機関へ出張説明など行動的な活動ができていない。本市で導入するにあたっては、福祉の現場からの情報に加え、学校現場からの情報入手を考えた場合、教育と福祉を融合したヤングケアラー支援体制を検討すべきであると考ええる。ヤングケアラー支援に向けた予算計上の基準を整備することによって見込まれる効果として、ヤングケアラー支援を介してその家庭の課題もあぶりだすことができ(介護・生活困窮者・学習・就労など)、その支援やこどもファースト宣言との協働、家庭支援の充実による移住定住の増加を見込むことができると思う。

	○学校教育課が主導で事業を行うことにより、学校生活を通じて児童生徒のわずかな変化や異常を察知することができる。 （日常のクラブ活動は参加するが週末の試合や合宿へは家族の面倒や介護のため欠席するなど）変化や異常を察知した場合、従前から家庭と学校の信頼関係があると家庭訪問や聞き取りを行いサポートにつなげることがしやすい。また、民生委員・児童委員など福祉との連携により、授業時間にも関わらず子どもたちだけでスーパーへ買物に来ているなどの通報や情報を察知した場合も、しっかり実態調査を行った上で教育と福祉が連携しワーキングチームを立ち上げ、個別の支援計画を策定し、ヘルパーを派遣することにより、対象の児童生徒や保護者にとって家事などの実務的なものは当然ながら精神的な負担軽減につなげることができる。本市で導入するにあたり、やはり教育部局の協力は不可欠である。また常任委員会としても総務文教常任委員会との連携が重要であり、協議会の実施も検討すべきである。 ○教育と福祉が横のつながりをもち、ワーキングチームを構成し体制を整えている。主な事業の内容として、時間割対応、1週間に2日間、多種多様なケアラーの支援（家事・料理・買物・入浴・洗濯・清掃）を行っている。実態を把握するためには、日々児童生徒と接する教育の現場からヤングケアラーの実態をつかむことが有効である。令和5年度予算は、約9,700万円であり、利用料を1回30分で1,000円としていたものを500円に引き下げてから利用者増え、現在利用者は24人に増加した。今後の見通しとして、利用者が増大することへの対策が必要である。
--	---

委員の意見等	○亀岡市においても、ヤングケアラーコーディネーターの配置と合わせて、高崎市のようにワーキンググループの設置が必要であり、教育現場や児童相談窓口で経験を積まれた専門家の配置が必要である。高崎市は令和５年度当初予算として一般会計で９，７００万円措置されている。厚生労働省は７月１０日、介護保険の運営に関する指針案にヤングケアラーの支援推進を盛り込む考えを示した。財政面での国の支援は重要であり、注意深く見守る必要がある。高崎市では、学校における児童生徒の行動の変化がヤングケアラーや、その予備群を見つける糸口になった事例が多いとのことであり、本市においても教育委員会が中心となり、学校や民生委員・児童委員など、協力組織と相談窓口を設置してはどうかと考える。 ○介護や障がいサービスとの兼ね合いを疑問視していたが、あくまでも子どもが主体の事業であり、当事者以外のサービスとの兼ね合いはないため、単純に子どもの負担軽減につながることから「本来の子どもの時間を取り戻してあげる」という考えに納得したため、本市においても早期の事業推進を期待する。 ○この取組はワーキングチームやヤングケアラー推進支援委員会での支援内容の検討など、教育と福祉が綿密に連携しており「発見は教育、福祉が対応を」という言葉は、部局間の関係の良さを感じた。この取組は、重層的支援とも考えられる。業者選定については、プロポーザル方式によって「ケアサプライシステムズ株式会社」と契約している。この事業者に所属するサポーターは１００人を超えており、高崎市は本市と人口規模が異なるが、安定してサポーターを派遣できるシス
---------------	---

テムが確立されている。本市で同様の取組を行うためには、人材確保が課題となる。また、市が実施するサポーターや相談員を対象とした研修も充実していた。

○ヤングケアラーの支援事業については、専担組織を構築し取り組む必要があると思われる。支援対象者個々に置かれている環境が異なることから、実態を的確に把握し、それに合わせたケアが必要であると考え。また、支援対象者の実態把握を含め、学校関係者を中心とした組織化が重要である。支援をタイムリーに、的確に実施するためにも横断的な組織をつくり、関係部局が一致協力して取り組む体制を構築すべきと考える。委託事業者もケアサービスの経験、ホームヘルパーの経験度合、人員の確保などを配慮し広く公募することが本事業を推進する大切な要素になると考える。

○「高崎市の子供は高崎市で守る」の考えが、体系化・具体化・明確化されて、整理された事業運営となっている。もちろん、豊富な予算と意欲的な委託業者にも恵まれているところも大きい。行政にありがちな「受動：待ちの姿勢」ではなく「能動：行動的な姿勢」を前面に打ち出している支援体制は、とても斬新で心通う行政サービスの手本と感じた。この事業に限らず、即効性のある効果的な結果を出すには(成功するには)、手本となる事業をまねることである。これは民間でも同じで例えば「なぜあの人は器用なんだろう」と思うなら、その一番の近道は「まねる」ことである。「守破離」という格言があるが、そこから学ぶことは行政サービス・社会生活・学校生活・地域活動・企業活動などにおいても同様ではないかと考える。

	○高崎市では事業実施からすでに１年が経過しているにもかかわらず、今もヤングケアラーの周知啓発に注力しているとのことであり、水面下に隠れている潜在的なヤングケアラーをあぶりだし、支援につなげる努力をされている。この事業の完了はまだまだ遠く、取組を持続・継続していく必要があるように思う。そのためには、職員や保健師、社会福祉士などスキルを持った方の人的確保が重要である。全国的な状況を見てもヤングケアラーに該当する子どもたちを救うことは急務であると考ええる。 ○早期に気づくことの重要性を認識した。相談窓口の設置と対象者の認定を行うため、ワーキングチームを設立する際には、教育委員会との福祉部との協働・連携が不可欠である。教育部門の人材サポートチームの管理は難しく、全ての部門と連携できる人材を選任することが必要である。専門の介護福祉士と社会福祉士の連携がなければ、ヤングケアラーの対応には課題が残る。高崎市はその連携の典型的なお手本であった。相談員は、情報収集能力の高い人材で、教育部と福祉部からの情報が多く、子どもが教育を受けやすい環境をつくってあげることが重要である。
--	---

視 察 概 要

◎長野県東御市

令和5年7月27日（木）午後1時30分～午後3時00分

視察項目：生ごみリサイクルシステムについて

《東御市の概要》

人 口：29,929 人 面 積：112.37 km²

市政施行：平成16年4月1日 議 員 数：17 人



大塚委員長挨拶



田中東御市議会副議長挨拶



東御市担当課 説明



エコクリーンとうみ 現地視察



視察先	長野県東御市（令和５年７月２７日（木）） （人口：29, 929 人、面積：112.37 km ² ）
調査項目	生ごみリサイクルシステムについて
視察の目的	東御市では、「生ごみ」を資源ととらえ、紙くずなどと一緒に焼却処理せず、生ごみリサイクル施設「エコクリーンとうみ」において堆肥化し、もやせるごみの減量・資源化を進めている。このため、市民には適切な分別について協力を依頼し、生産した優良な堆肥は市民に還元されている。 本市においても、令和５年４月から将来世代に負担をかけない循環型社会の実現に向けた次なる一歩として、ごみの分別区分を拡大したが、現時点で生ごみは燃やすしかないごみとして分類されており、さらなるごみの減量・資源化の取組を行う余地があると考えられることから、資源循環型のまちづくり推進の取組の参考とするため、視察調査を実施するものである。
施策等の概要	●生ごみリサイクルシステム 東御市では、「生ごみ」を資源ととらえ、紙くずなどと一緒に焼却処理せず、生ごみリサイクル施設「エコクリーンとうみ」で堆肥化し、もやせるごみの減量・資源化に取り組んでいる。「エコクリーンとうみ」で生産した優良な堆肥は、市民に配布している。 <u>事業の概要</u> ①各家庭で生分解性の生ごみ専用袋に生ごみを投入する。 ・生ごみ専用袋は指定袋取扱店で購入可能 大きさ：１０リットル相当 金額１０枚入り２００円（家庭用） 使用期限：製造から１２ヶ月以内 ②収集は週２回（もやせるごみと同日） ・ごみステーションに持ち込み ③堆肥化・堆肥の引き渡し ④堆肥の利活用 ・市・区：花いっぱい運動での活用 ・市民団体：花壇整備などでの活用 ・市民：家庭農園、農家（農業）での活用

考 察	○「生ごみリサイクルシステム」の現地視察は、亀岡市における資源循環型のまちづくりを推進するにあたり、今後、やるべき課題として新たな指針を与えていただいた。本市でも生ごみの資源化（堆肥化）は、一部の市民や有機農業者が試みているが、個人のレベルにとどまっている。東御市のデータによると、可燃ごみのうち、生ごみが占める割合は約４０パーセントであったが「生ごみリサイクルシステム」を実施したことにより、約１７．１パーセントに減少している。今回の視察で驚いたのは、生ごみ収集に生分解性（１００パーセント）天然由来の袋１０リットルを２０円、従来の可燃ごみ袋１０リットルを４０円で販売されており、価格が逆転しているところである。可燃ごみを減らし、市民意識を向上する上で効果的であり、市民理解や関心の高さと、行政の取組に強い意志が感じられた。東御市のように、生分解性（１００パーセント）天然由来の袋が安い単価で購入できるのであれば、本市も生ごみ収集だけでなく、市民生活や販売業などで限定的に使用を許可してはどうか。 ○ごみの減量化、資源化を推進するために「生ごみ」を基軸とする資源循環型システム構築の東御市生ごみリサイクル施設(エコクリーンとうみ)は、臭気対策とコスト低減・温室効果ガス削減に配慮した施設である。実際に、施設内は気になる臭気はさほど感じず、対策の効果は大きいと感じた。また、生産された高品質の堆肥は、需要が供給を上回るほど人気があり、現在は予約制となっており、無料で農家や市民に配布されている。収集は、週２回、生分解性ごみ袋を使用することで、ビニールの破袋機が不要となり、コストダウンに貢献している。事業推進の原動力は、言うまでもなく、市民の生ごみ分別に対する負担への理解・協力と事業者の協力に尽きる。
------------	---

	○可燃ごみと生ごみの搬入量の推移（H29～R4）は、可燃ごみ：約4,300トンから約3,664トンに減少、生ごみ：139トンから541トンに増加と順調に移行している。東御市生ごみリサイクル施設「エコクリーンとうみ」は、DBO方式（公設民営方式）で、運営委託費は年間5億5,000万円である。人口が約3万人の市であるため、この大きさと処理が可能であるが、本市では2～3倍の大きさが必要になると考える。 ○当市においても、燃えるごみを本年度から「燃やすしかないごみ」とし、紙類と草・木類の資源ごみに分類することとなったが、東御市では特に可燃ごみの40パーセントを占める「生ごみ」を資源ごみと捉え堆肥化を図っている。生ごみは「口に入れても問題が無いもの」と定義し、市民が理解しやすく説明するとともに、水切り容器には補助金を出すことで、生分解性の生ごみ専用袋を用意し事業の推進に取り組んでいる。また、悪臭対策も化学処理により極力抑制する取組が行われている。当市においても東御市を参考に、生ごみの資源化に取り組む必要があると考える。ただし、本市ではごみの細分見直しを実施した矢先のところであるため、細分化の定着状況などを考慮して早期実現に向け検討すべきであるとする。 ○本市では、令和5年4月1日からごみの分別区分拡大により、ごみの減量・資源化に一定の効果があると報告されている。本市にこの取組を導入するにあたっては、ごみの分別区分拡大の定着を優先するべきであるとする。導入については時期尚早であり、まずは、現状の定着のためにさらに広報と丁寧な説明が大切であるとする。また、現在届いている課題への対応と今後想定する新たな課題に対して十分に備えておくことや草木の堆肥化の現状
--	--

が確認できていないが、今後臭気対策が必要となるのであれば、東御市の設備は参考にできると考える。生分解性のごみ袋の導入は「環境先進都市」を掲げるのであれば検討すべきと考える。課題としては、生ごみを別途回収するためのマンパワー不足が懸念される。また、高齢化が進む中、高齢者のごみ出しの課題がさらに深刻になると予想される。「ふれあい収集」の増加対策と、一方で介護と連携し高齢者のごみ出しの負担軽減を図ること。環境と福祉の協働も必要と考える。今後すぐにやることとして、堆肥の無料配布について検討していただきたい。

○市民理解により、円滑に生ごみの堆肥化事業が進められており、本市のごみの分別区分拡大の事業実施に通じるところがある。また、この事業の成果として、市民の協力によってできた堆肥を市民や団体に還元することで、生ごみ減量化に対する自らの成果が堆肥現物を手にすることで見える化できることは大変有意義であるとする。本市でもさらなるごみの再資源化として、導入を検討する必要がある。

○生ごみを主体としたリサイクルシステム堆肥事業は、リサイクル施設内で2台の大型発酵タンクを使用し、生ごみを発酵させ、散布しやすい顆粒状の堆肥に生成し臭気を軽減させている。その後、堆肥を市民に配布する事業である。生ごみは、完全に分別して収集するため、住民の理解が得られるよう、分別方法やその理由について各地で説明会を開催されてきた。リサイクル施設には、生ごみを発酵させるための大型タンクなど、多額の費用が投入されている。しかし、住民は非常に協力的で、効果的な堆肥の提供ができるようになっている。

委員の意見等	○東御市の生ごみの堆肥化事業は、世界に誇れる環境先進都市を目指す本市として取り組むべき事業であり、議会などで取り上げ事業化を進めたいと考える。ただ本市においては本年４月にごみの分別区分が拡大されたところであり、市民理解とより一層の周知が必要であることから、早急な事業実施は困難であると考えます。 東御市の本事業の事業概要の中で事業方式としてＤＢＯ方式(公設民営方式)が採用されているが、課題として生ごみの堆肥化事業を考える上で、どのような方式が財政的に優位であるか、検討する必要があると考えます。 ○亀岡市は、今年４月から分別区分を拡大し、焼却ごみの減量化や資源化率の向上の取組を大きく進めようとしている。分別区分拡大の定着、資源化率の向上の次の取組として、さらなる焼却ごみの減量の取組として生ごみ分別計画の策定を視野に入れてはどうか。調査を行った東御市では、生ごみ分別収集にあたって、実証実験地区を選定し実施したモデル事業や、ごみ減量アドバイザーの養成講座の定着を図り、行政と市民のパートナーシップの架け橋となる人材を組織化する取組など、入念な準備を行った上での事業実施であったと感じた。本市において、生ごみリサイクルシステム施設などが建築できる土地があるのか、人口減少を考慮し、広域で連携し施設を建設するのがよいのか、大きな施設がなくても各戸で生ごみコンポストを最大限利用し堆肥化を進める座間市のような取組を行うのがよいのか、どの手法で生ごみの資源化を本市として推進すべきなのか検討する必要がある。近い将来、生ごみを分別・堆肥化し活用することは必須事項であり、今後の循環型社会を形成するための選択肢の一つになる視察となった。
--------	---

	○東御市では、生ごみの堆肥化が効果的に行われていた。ごみの減量化・資源化の啓発として「ごみ減量アドバイザー養成講座」や「東御市ごみの減量３Ｒ推進委員会」の取組によって、ごみの減量と資源化などを推進されていた。堆肥は小中学校や希望する市民に無料で提供されているが、人気があり希望者が配布を待っている状況である。施設見学では少し臭いがするものの、本市の土づくりセンターよりは気にならなかった。今後の導入については、市民の理解を進めていくことが大切である。 ○当市においても、早期に生ごみの資源化に取り組む必要があると考えるが、燃やすしかないごみの収集方法の見直しを実施したところであるため、本見直しの定着化を勘案し取り組む必要がある。また資源化に向けた施設、環境整備の面でも検討が必要である。現在、亀岡市では農業公社において家畜ふん尿を使った有機肥料を製造しているが、これらの施設を活用した生ごみ資源化が可能となればベストであると考えられる。 ○東御市の「生ごみリサイクルシステム」は、住民との相互の理解と、行政の丁寧な説明が合致した中で進められており、学ぶべき点もあると感じた。人口規模の対比で考えると本市で導入するにあたっては、多くの課題があるが、中でも取り入れられる堆肥化の設備や生分解性のごみ袋は、費用の課題はあるものの導入可能ではないかと思う。新たな袋の有料化は市民にとって不満が出る要因となるが、堆肥の無料配布とセットとすることで受け入れやすいのではないかと考える。草類のごみ収集➡堆肥化➡植物の育成・植樹➡二酸化炭素の削減➡草類のごみ出し・収集➡堆肥化、といった循環型の環境リサイクルはごみの減量に付加価値をもたらす新たな環境先進都市の目指すべき姿ではないかと考える。
--	--

	○本事業の必要性は強く感じるが、生ごみと可燃ごみの回収には2倍の労力と2倍の人的資源が必要であるため、職員の確保と民間事業者への業務委託が必要であると考えられる。このシステム上の課題を解決しなければ本事業の実現は難しいと考える。また生ごみの堆肥化のみならず、本市としてオリジナルの生ごみの活用方法、例えばバイオ発電としてふるさとエネルギーと連携することなども視野に検討してはどうかと考える。 ○生ごみの堆肥化を行うにあたっては、住民に対して十分な理解が得られるよう、説明が行われており、さらに肥料が市民に無料配布されていることが大きな特徴である。肥料の配布希望者が多く、常に不足しており、製品化を待っている状態が続いているとのこと。これらは、全て市民理解を得ることができた環境づくりが、成果を挙げ、市民福祉に寄与されていると、深く感銘を受けた。燃やすしかないごみの利活用について、角度の違う方向から見えてきたのには驚いた。
--	---

視 察 概 要

◎東京都小金井市

令和5年7月28日（金）午前10時30分～正午

視察項目：育児支援ヘルパーについて

≪小金井市の概要≫

人 口：123,828 人 面 積：11.30 km²

市政施行：昭和33年10月1日 議 員 数：24 人



大塚委員長挨拶



小金井市担当課 説明



富谷副委員長 お礼挨拶



視察先	東京都小金井市（令和５年７月２８日（金）） （人口：123,828人、面積：11.30㎢）
調査項目	育児支援ヘルパーについて
視察の目的	小金井市では、切迫早産などで安静を要する妊婦や出産直後の産婦、または多胎児家庭で、日中に家族などの援助を受けることが難しく、家事・育児のサポートが必要な家庭にヘルパーが伺い、身のまわりの世話や育児の手伝いをすることで、母親の肉体的・精神的負担を軽減し、生活を支援する育児支援ヘルパー事業を実施されている。 本市においても、産後相談・ケア事業として、出産直後の母親の心身のケアや育児のサポートなどを行っており、医療機関や助産所での宿泊や日帰り、または自宅への訪問を通じて、安心して子育てができるように支援している。子どもファーストを宣言する本市として、育児に関するサービスが充実する一方で、生活に密着したサービス（食事の準備及び片付け、食材・生活必需品などの買物、居室の掃除・整理整頓、衣類の洗濯など）は、今後、子育て世帯を支援していくために必要となる課題であることから、取組の参考とするため、視察調査を実施するものである。
施策等の概要	●<u>育児支援ヘルパー</u> 産前産後の体調不良などで家事・育児のサポートが必要で、日中に家族などの援助を受けることが難しい家庭にヘルパーを派遣し、身のまわりのお世話や育児のお手伝いをすることによって、母親の負担を軽減し、出産前後の生活を支援する。 <u>事業の概要</u> 対象者：小金井市在住で、出産前後に日中家事や育児などを手伝ってくれる人がいない方 利用期間など ・単胎出産の場合 産前：母子手帳交付から出産までは２０時間 産後：出産日または退院翌日から産後４か月までは４０時間

	・多胎出産の場合 産前：母子手帳交付から出産までは４０時間 産後：出産日または退院翌日から１歳の誕生日までは６０時間、１歳の誕生日翌日から３歳の誕生日前日まで は４０時間 支援内容 ・食事の準備及び片付け、食材・生活必需品などの買物、居室の掃除・整理整頓、衣類の洗濯、沐浴・育児に関することなど 利用料金 ・生活保護世帯、住民税非課税世帯の方・・・無料 ・上記以外の方・・・１時間５００円 交通費など実費は、利用者負担となります。
考 察	○平成７年１０月、東京都は都市化の先行により生ずる諸課題（児童虐待の増加、子どもと家庭の相談ニーズの増大、多様化など）に対応するため、都独自の事業として、都内、区市町村に子ども家庭支援センターを設立した。小金井市は平成１４年１０月に産後支援ヘルパー派遣事業を開始し、平成１９年４月に育児支援ヘルパー派遣事業を開始し、令和２年７月に育児支援ヘルパー事業の要綱を改正（拡充）し現在の内容に改められた。事業開始から約２２年が経過し、当初の妊婦の体力が回復するまでの家事支援から、切迫早産や多胎児などで、家事や育児のサポートまで、ケースごとに支援期間の延長など、きめ細やかで幅広いサービスが提供されている。今後、核家族化の進行が予測される中、若い夫婦や、働き盛りの世帯に選ばれるまちを目指す本市において、出産前後の家事や育児に伴う不安を減少することができる施策として、本市においても小金井市などの先行事例を勉強し、育児支援ヘルパー派遣事業の制度設計ができるように働きかけたい。 ○平成１６年に設置された子ども家庭支援センターを令和４年に子ども家庭総合支援拠点と位置づけ、本拠点を基軸に育児支援ヘル

パー派遣事業に取り組まれている。事業内容として、2種類の支援を用意しており、一つは従来型の産前産後に心身の不良などで育児・家事などを行うことに支障がある家庭から申請を受け、ヘルパーを派遣するサービスと、虐待予防など養育困難とケースワーカーが判断した家庭に訪問し、趣旨を理解していただきヘルパーを派遣するサービスがある。利用条件を産後4か月から2か月に、利用料を1時間1,000円から500円に制度を拡充したことから、利用人数は増加傾向にある。直近では、産前産後で66人、育児支援7人と増えている。特に育児支援は、サービス期限を設定せず、子どもが18歳未満であれば、長期的に見守り支援を継続する。傾向として、女性の社会進出、核家族化やひとり親家庭の増加に伴い需要は増加する傾向である。課題として需要に応じ供給の確保である。今回育児ヘルパーを調査し、改めて子育ての環境を整備する上で、困難を抱えたときに、手を差し伸べていただく取組が必要であり、普段は利用しなくても、いざというときに使える育児ヘルパーの派遣があることは、子育て世代にとって安心であり必要不可欠であると確信した。同時に、困難家庭に気づいていただき、未然に子どもを見守れる育児支援も今日においては安心の砦であり、声なき声を拾い上げ子どもたちを救出する取組として、本市も取り組んでいただきたい。ただし、大きな課題として、支援ヘルパーの人材確保がある。京都府主催の産前・産後訪問支援員養成講座があるが、本市でも開催していただくなど、まずは人材確保に注力していただき、体制強化を図っていくべきであると思う。

○H7年10月から東京都が「子ども家庭支援センター実施要項」を策定する中で、小金井市は、全ての子どもと家庭を対象とする「子ども家庭行政」へと転換した。子ども家庭支援センターでは、

	全ての子どもと家庭を対象として支援を行っている。支援は状況に合わせて様々な形がある。業務は直営業務と委託業務があり、支援は委託事業所から支援のヘルパーが派遣されている。希望は多く、個人負担は1時間500円である。時期や状況に合わせて、使用できる利用時間が設定されている。 ○小金井市では、都市化が先行する東京都の課題として、①増加する児童虐待②子どもと家庭の相談ニーズの増大、多様化に対応すべく「子ども家庭支援センター」の設置があり、主な事業は育児支援ヘルパーと養育支援ヘルパーに大別される。育児支援ヘルパーは低料金で産前・産後の方に対して、ヘルパーを派遣している。一方、養育支援ヘルパーはケースワーカーが支援内容などを判断している。当市では、産前・産後の方の生活面に密着したケアが不十分であると考えられるので、これらの取組について、検討が必要であると考えられる。ただし、養育支援については、支援者個々の事情により支援内容が異なることから、小金井市が取り組まれているケースワーカーに対する支援内容などの判断が実情に沿った内容になっているのか疑問が残る。 ○亀岡市の取組にも「産前・産後ケア」があり、それをさらに手厚くしたサービスである。小金井市の「子ども家庭支援センター」の事業は、先駆型として、要支援家庭サポート「見守りサポート事業・育児支援ヘルパー事業」と在宅サービス基盤整備事業「里親家庭の普及等の活動」を掲げており、直営業務(虐待を防止し、養育支援するとりくみ)・委託業務(地域の交流・支えあいの居場所づくり)とし、役割を明確にしている。家事などを中心にした『育児支援ヘルパー事業』は利用者も多く、特に初めての出産で経験の少ない母親には心強いサービスと言える。
--	---

	○切迫早産の危険性がある妊婦をサポートする大変良い取組である。核家族化や育休の取得率を考えると、産後だけではなく産前から出産への心理的不安や肉体的負担を軽減することは意義深く感じる。また、産後においても産後鬱などの心理的負担軽減や育児をしながらの買物や家事は出産後の体調変化など考えると大変負担が大きいと考える。子どもファーストを宣言した本市においても同様のサービスがあると、さらに子育て世代の移住につながると期待できる。 ○妊娠から出産・産後の育児について、子どもの成長に合わせた育児の支援について、核家族化など時代の変化が進む中、妊娠・出産・直後の子育てがしやすい環境づくりに取り組む上で、基礎となる取組である。
委員の意見等	○事業を円滑に実施するためには、コーディネーターの存在が欠かせない。コーディネーターは委託された事業所の介護福祉士や、社会福祉士が担うようであるが、本来業務を抱える中で、育児支援ヘルパーと派遣先の利用者や家族との調整は大変であると考え。小金井市の場合、事業費に東京都の補助金が入っているが、本市においては財源の確保が問題になるため、ふるさと力向上基金の活用を期待したい。育児支援ヘルパーに資格はいらないとのことであるが、育児支援ヘルパーの資格として「産前産後ヘルパー技能認定」制度がある。本市においては、資格取得にかかる費用を助成するなど制度を整備し、新たな人的資源の発掘につなげていく必要がある。それが、妊産婦を取り巻く社会環境の向上に貢献することになると考える。 ○知らない土地から転入し、初産で不安な状況で子育てする中、他市の友人が、育児ヘルパーを利用していると聞き、家事を支援し

ていただける取組の早期実現を望む声を聞く。土地柄、親族が多い子育て世代も多数存在すると考えるが、移住・定住促進を進める上で、子育て世代に安心して子育てできる取組の一つであり、課題解決に向けて熱量を上げていただきたい。

○現在の課題としては、要望数に対してヘルパーの数が足りていない。委託ではなく、助成金という方法も考えたが、事務処理が大変であるため委託の方法がよいということになった。核家族化や少子化の中で子育てに不安や困難を抱える事例が増えている。子育てを通じ、人とのつながりや助け合いができる地域が望ましいが、今のところは「育児支援ヘルパー事業」による支援が効果的であると感じる。ヘルパーと利用者のマッチングは、細かな聞き取りや調査が必要になるため、経験も大切である。

○本市は「子どもファースト宣言」に基づき、こども医療費の無料化、養育費の助成に取り組んでいるが、産前産後者の日常生活に係る支援については今後検討していく必要があると考える。ただし、養育支援については、支援者に合ったケアが必要となることから、本市に取り組んでいる家庭相談員の配置、ヤングケアラー支援体制をさらに充実させ、児童虐待を含め子ども養育支援に取り組む必要があると考える。

○「需要と供給」について、このサービスを導入するにあたっては、マンパワーの確保が課題ではないかと考える。また、ヘルパーのスキルアップなどを計画的に実施し、利用者とヘルパーのミスマッチを未然に防ぐことも考慮した教育と制度設計を行う必要がある。

	○本市でも同様であるが、様々な事業や制度があるにも関わらず、うまく周知できずに利用希望者に伝わらないなどの課題があると考えている。小金井市では、妊産婦検診など窓口を訪れた際、度重ねてヘルパー派遣をアナウンスしているとのことであった。ただ、基本的にはアナログでの周知とのことであり、本市においてはLINEを含むSNSを活用することで、若年層へのアプローチができると考える。今後子育て支援や児童虐待防止の観点からも必要な事業であると考えている。 ○家庭環境や育児の状況を考慮し、適切な対応を行う必要性があり、両親が在宅している場合でも、育児ヘルパーを養育ヘルパーに変更し対応することもある。コーディネーターやホームヘルパーの育成方法が問題になっており、研修を実施することで、情報やノウハウを共有することができる。また、保育園と連携し取組を進めていることについて、新たな観点での取組であると感じた。
--	--